

事前の許可が必要です！

「河川保全区域」の申請手続きのお願い

身近にある堤防は、洪水の時、皆さんの生命と財産を守る大切なものです。

その堤防を守るために、法律で一定の区域（**河川保全区域**）を決め、その区域内の行為については、河川法の許可が必要となります。

**許可が
必要です！**

河川保全区域内において

- ① 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- ② 工作物の新築又は改築

手続きは、最寄りの出張所までお問い合わせ、ご相談下さい。

河川保全区域とは

河川保全区域とは、堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止する**河川管理施設や河岸を守る大切な区域**です。

堤防や護岸などに隣接する土地が掘削されたり、重量建築物や漏水の恐れのある物が設置されると、河川管理施設や河岸の保全に支障となることがあります。

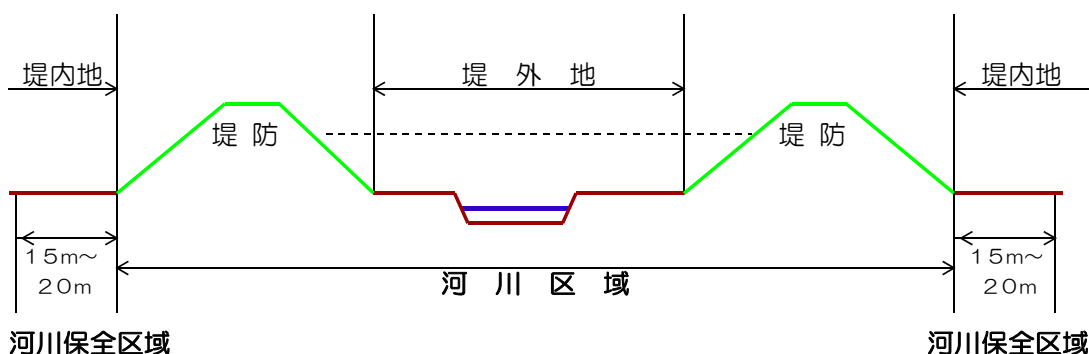
そこで、たとえ個人の土地であっても行為制限をする必要があります。

その制限規制は、**河川法第55条第一項**で定められています。

河川法第55条第一項

河川保全区域内においては、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし政令で定める行為についてはこの限りでない。

- (1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- (2) 工作物の新築又は改築



※河川保全区域の幅は、河川又は県により異なることから出張所でご確認ください。
河川の上流から下流に向かい、右側の河岸を右岸、左側の河岸を左岸と呼びます。

許可になるまでには、大体1ヶ月位かかりますので、余裕をもってお早めに申請して下さい。

土地の掘削、盛土、切土等の形状変更や
工作物の新築、改築などで申請を必要と
しない

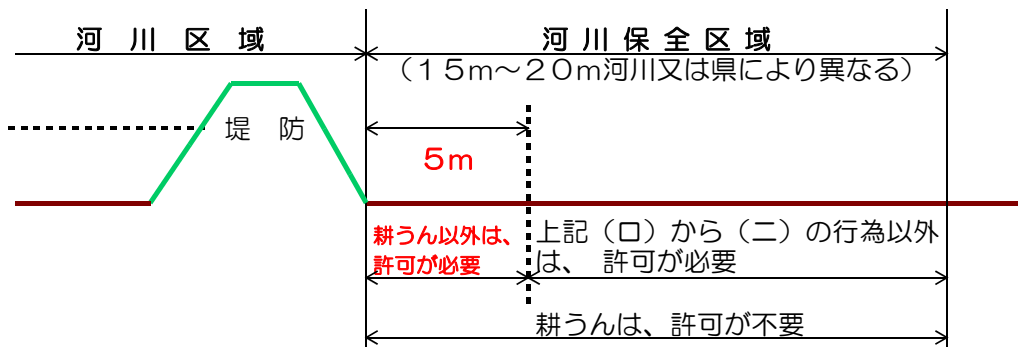
政令で定める行為とは (イ)から(ニ)

[政令：河川法施行令第34条]

ただし、これらの行為のうちであ
っても**耕うんを除いて**河川管理施設の
敷地から**5m以内**で行われるもの
については**許可が必要**です。

- (イ) 耕うん
- (ロ) 堤内の土地における地表から**高さ3m以内の盛土**（堤防に沿って行う盛土で**堤防に沿う部分の長さが20m以上のものは除きます。**）
- (ハ) 堤内の土地における地表から**深さ1m以内の土地の掘削又は切土**
- (ニ) 堤内の土地における**工作物**（コンクリート造、石造、れんが造等の**堅固なもの**及び貯水池、水槽、井戸、水路等、**水が浸透する恐れのあるものを除く**）の**新築又は改築**

該当する工作物は、木造、プレハブ、軽量鉄骨、ブロック造等の堅固でないものです。



詳しくは、下記の出張所までお問い合わせ、ご相談ください。

- ◎ 八斗島出張所 〒372-0827 群馬県伊勢崎市八斗島乙913
TEL 0270-32-0168 FAX 0270-32-0536
- ◎ 川俣出張所 〒348-0051 埼玉県羽生市本川俣840
TEL 048-563-1992 FAX 048-563-1993
- ◎ 大和根出張所 〒349-1153 埼玉県加須市新川通700-6
TEL 0480-72-8360 FAX 0480-72-8363
- ◎ 目吹出張所 〒278-0001 千葉県野田市目吹字二ツ塚1482
TEL 04-7122-3014 FAX 04-7124-1901
- ◎ 守谷出張所 〒302-0116 茨城県守谷市大柏355-7
TEL 0297-48-2441 FAX 0297-48-1969
- ◎ 藤岡出張所 〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡
TEL 0282-62-2142 FAX 0282-62-5932
- ◎ 古河出張所 〒306-0036 茨城県古河市桜町4-8
TEL 0280-22-0487 FAX 0280-22-1287
- ◎ 渡良瀬遊水池出張所 〒349-1203 埼玉県加須市柏戸字宮345
TEL 0280-62-2420 FAX 0280-62-3154

国土交通省 関東地方整備局 〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19-1
利根川上流河川事務所 占用調整課 TEL 0480-52-3960 FAX 0480-52-7883